

〇立会いに関する Q & A

Q1、立会い当日、用事があるため、行けません。他の日に変更できますか？

A1、お電話にて委託業者へご連絡いただければ日時変更は可能です。

Q2、立会いは土地所有者本人でなくてもよいのか？

A2、原則として、土地所有者本人の立会いを推奨します。しかし、都合がつかない場合は、委任をした代理人の方による立会いでも構いません。その際は、委任状が必要になります。なお、委任状は同封した市の書式をご利用ください。

Q3、土地所有者が法人名義の場合、立会いはどうしたらよいのか？

A3、代表取締役の方による立会いをお願いします。しかし、都合がつかない場合は、会社から委任された社員でも構いません。その場合は、Q2と同様に委任状が必要になります。

Q4、立会い当日は、市役所の担当者と現地で立会うのか？

A4、官民境界について土地所有者の方に説明を行い、立会うことまでを委託契約としているため、基本的に市役所職員は当日立会いません。なお、委託業者は、腕章の着用及び市役所発行の身分証明書を携帯しております。

Q5、土地所有者は、既に亡くなっていますが…

A5、原則として相続人全員にお願いすることになります。この場合は、事前に委託業者にご連絡下さい。

Q6、法人名義の立会いの場合は、社印と代表者印のどちらが必要か？

A6、どちらでも構いません。ただし、当日、現地に持っていきことができない場合は、捺印した書類を郵送などにより、後日ご提出ください。

Q7、境界を確認することで、どのようなメリットがあるのか？

A7、道路等との境界線を承諾されますと、自分の土地の境界測量時、官民境界線の立会いは基本的に不要となります。また、土地の登記等を行う際、諸手続きを省略できるようになります。

Q8、立会いに参加しないことは可能か？

A8、国土調査法第25条の規定により立会いは義務となります。都合がつかず立ち会えない場合は委託業者へご連絡ください。なお、理由なく不参加とならないように、ご協力の程よろしく申し上げます。

Q9、街区境界調査でお隣の境界も、市が決めてくれるのか？

A9、お隣の境界（民境界）は、市が決定することはありません。ただし、市が管理する道路や水路との境界である官民境界とその境界線上に存在するお隣の境界については、認識の一致があった場合にのみ決定されます。

Q10、土地の所有者名義も変えてもらうことができるのか？

A10、街区境界調査では土地所有者の名義（権利）や地積、地目等を変えることはできません。ただし、引っ越し等で住所が変わってしまい、登記簿に記載されている土地所有者の住所が異なっている場合、住所の変遷が分かる資料（住民票や戸籍の附票等）をご提出いただければ、担当登記所の登記官に登記情報の変更の申し入れをいたします。同様に、結婚等により登記簿に記載されている土地所有者の苗字・氏名が変更になっている場合、苗字・氏名の変更の変遷が分かる資料（戸籍等）をご提出いただければ、担当登記所の登記官に登記情報の変更の申し入れをいたします。
※相続登記については権利の変更となるため、今回の調査では変更できません。
※資料取得に掛かる費用は、川口市では負担いたしません。

Q11、境界はどのようにして調整するのか？

A11、隣接の土地所有者と現地で立会をし、境界位置を確認した上で決定します。市が事前調査で調べた内容はこの立会いの際に説明します。境界に関係する土地所有者全員の承諾があって境界位置は決定されます。市は、立会いにより決定された境界位置を測量します。

Q12、近年に隣接の土地所有者と境界を確認して測量をしたが、調査は必要か？

A12、近年に測量された行為は、不動産登記法及び不動産登記令に基づくものであり、今回の地籍調査とは、異なる行為であるため、地籍調査を行う必要があります。

Q13、隣接の土地所有者と境界が決定しない場合は、どうするのか？

A13、土地所有者間の合意が得られず、隣地との境界が決まらない場合や調査結果にご了承いただけない場合は、「街区境界未定」として調査を終了します。「街区境界未定」となると、その土地のみではなく、隣接する土地も含めて「街区境界未定」となってしまい、隣の土地との境界線が分からない状態となります。